

令和6年度「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金 募集要項

1 補助金の目的

本市では、令和4年3月に策定をした「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」のもと、その目指す姿である「誰もがいきいきと豊かに暮らせる持続可能なまち山口～スマート“ライフ”シティ山口～」の実現に向けて、本市の地域課題の解決や市民の豊かな暮らしの実現、地域経済の活性化を図ることとしています。

こうした中、本補助金は、スマートシティサービスの実装に向けて取り組む民間事業者等に対して支援を行うことにより、本市におけるスマートシティの取組の加速化につなげることを目的としたものです。

2 事業の概要

本市を対象エリアとして、本市のスマートシティの取組の加速化が図られ、本市の地域課題の解決や、市民の豊かな暮らしの実現、地域経済の活性化などに資するデジタル技術等を活用した技術実証、サービス開発等の事業を公募します。

本市が採択した技術実証・サービス開発の支援として、経費の一部補助を行います。

なお、以下の(1)～(3)の条件を満たした取組であることを条件とします。

- (1)「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」に掲げる本市の目指すまちの姿や取組の方向性等を踏まえた事業であること。
- (2)本市が構築したデータ連携基盤と将来的にAPI等で接続することを視野に入れたサービス開発に取り組む事業または実証事業であること。
- (3)国・県・その他公共団体等から同様の助成金・補助金を併用していない事業であること。

<参考>

○山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画):

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/200/119362.html>

本市では、地域や事業者、大学、行政等と共通認識を図り、官民が一体となったスマートシティの取組を効果的に進めていくため、スマートシティの推進を通じた本市の目指すべき姿や取組の方向性等を示す「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」を策定しました。

○山口市データ連携基盤(地図ダッシュボード):

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/200/133545.html>

本市では、「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」に掲げる14の重点プロジェクトのうち、重点プロジェクト1「新たな価値創出・新たなサービス提供プロジェクト」に基づき、国の推奨モジュールをコアとしたデータ連携基盤を構築しており、令和5年度から稼働を開始しています。

なお、本市が構築したデータ連携基盤においては、個人情報を取り扱いませんので、ご留意ください。

○山口市ダッシュボード:

<https://map.smartlifecity-yamaguchi.jp/>

データ連携基盤の構築と併せて、国や自治体、民間事業者などが保有する様々な分野のオープンデータを一元化し、地図上に表示する「山口市ダッシュボード」の運用を令和5年4月から開始しています。まずは、ハザードマップや避難所情報、気象情報などの防災分野の情報を表示しています。

3 補助対象者

本市において、スマートシティサービスの実装に向けて取り組む民間事業者(公益法人、NPO等を含む)を対象とし、いかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は山口市暴力団排除条例(平成23年山口市条例第33号)に該当する者
- (4) 市税を滞納している者

4 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助対象事業の認定を受けた日から着手して、事業が完了する日又は令和7年3月17日までのいずれか早い日

5 補助額

(1)補助率・補助額

補助率:補助対象経費の1/2以内

補助額:上限200万円/件

※市の予算の範囲内で補助金を交付します。

(2)補助対象経費

項目	内容
設備備品費	補助事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費 ※ 資産性のある物品(取得価格10万円以上)の購入に要する費用は、原則認められない(リース・レンタルによる調達が困難、使用期間を考慮すると購入する方が安価である等の合理的な理由がある場合を除く)。
消耗品費	補助事業の実施に直接必要な物品(取得価格10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に要する経費。
謝金	補助事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金。
外注費、 保守費、 システム改修費	補助事業の実施に必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費、業務請負費(ソフトウェア外注費含む)、保守費及びシステム改修費)。
通信運搬費	補助事業の実施に直接必要な物品の運搬費やデータ通信費。
交通費	国内の交通費。
賃借費	補助事業に必要な設備や施設等を借り上げる経費。

6 スケジュール

	日程・締切	提出書類等	
質問・回答期間	令和6年10月4日(金) 17時まで(必着)	メール (smart@city.yamaguchi.lg.jp) にて提出	参加希望者⇒市
参加申込	令和6年10月18日(金) 17時まで(必着)	・補助対象事業認定申請書 ・企画提案書 (正本1部、副本3部) ・上記申請書及び提案書の電子媒体 (CD-ROM又はDVD-ROM)	参加希望者⇒市
プレゼンテーション	令和6年10月28日 (月)または29日(火) (予定)	— (プレゼン:10分、質疑10分)	
選定結果等の通知	令和6年10月下旬ごろ 発送	—	市⇒参加者
補助金交付申請書の提出	選定結果等の通知後	・補助金交付申請書 ・市税の「滞納の無いことの証明書」	参加者⇒市
実績報告書の提出	令和7年3月17日(月) まで	・実績報告書 ・補助金交付請求書	参加者⇒市
補助額の確定通知	令和7年3月下旬ごろ	—	市⇒参加者
補助金交付	令和7年3月下旬ごろ	—	市⇒参加者

7 補助金交付決定までの流れ

(1)質問・回答

メール(宛先:smart@city.yamaguchi.lg.jp)にて質問を提出してください。回答は市ホームページにて掲載を行います。

提出期限:令和6年10月4日(金)17時(必着)

電話又は口頭による質問は受け付けません。

メールの件名は「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金に係る質問事項」としてください。

(2)事前相談

事前相談を受け付けています。事前相談を希望される場合、メール(宛先:smart@city.yamaguchi.lg.jp)にてご連絡ください。日程調整のうえ、対面又はオンライン会議で行います。(必ず日程調整してください。)

電話による事前相談は受け付けません。

メールの件名は「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金に係る事前相談」としてください。

(3)参加申込

市ホームページに掲載している様式(Microsoft Power Point データ)にて企画提案書を作成の上、直接窓口へ持参か、書留郵便にて提出してください。

ア 補助対象事業認定申請書

イ 企画提案書

(正本1部、副本3部)

ウ 上記申請書(ア)及び提案書(イ)の電子ファイル一式を納めたCD-ROM 又はDVD-ROM1枚

※企画提案書に関しては、Microsoft Office又はAcrobat Readerにて参照可能な形式としてください。

(4) 審査

審査は、企画提案書及びプレゼンテーションを対象に行います。

プレゼンテーションは令和6年10月28日(月)または29日(火)に実施予定です。参加申込後、日時等を別途ご連絡します。

評価基準(予定)は以下のとおり。

評価項目	評価内容
地域課題への合致	<ul style="list-style-type: none">・本市における地域課題を明確にし、解決に資する提案になっているか。・市民の豊かな暮らしの実現に資する提案になっているか。・地域経済の活性化に資する提案になっているか。・地域の実情に合った取り組みになっているか。・市の事業と親和性がある取り組みになっているか。・行政課題の解決につながる提案になっているか。
データの利活用	<ul style="list-style-type: none">・本市のデータ連携につなげることを想定しているか。・民間事業者間で今後、データ連携することにより、新たな付加価値につながるか。
事業化可能性	<ul style="list-style-type: none">・実施体制・スケジュール・収支計画は現実的か。・社会実装が実現可能であるか

(5) 結果の通知

提案内容を総合的に審査し、書面で通知します。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

9 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできません。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提案者は、書類の提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めません。

10 提出先及び問合せ先

山口市総合政策部スマートシティ推進室
住 所:〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話番号:083-934-2728
E-mail:smart@city.yamaguchi.lg.jp